平成 29 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会 議事概要

会議の名称	平成 29 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会
開催日時	平成 29 年 8 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分から午前 10 時 45 分
開催場所	阿見町役場 3 階 301 会議室
出席者	【委員】8名(内2名代理)
	:海山 宏之,勝家 省司,武藤 成一,井嶋 直美,
	小林の和男、大竹のけい子、湯原の勝行、煙川の栄
	【事務局】保健福祉部高齢福祉課
	: 齋藤 明,恵美 和彦,大井 優樹
	【事業者】一般社団法人 絆
	:瀬々 凱暉
公開・非公開の別	公開
傍聴人数	0人
議題	1 開会
	2 委嘱状交付
	3 町長あいさつ
	4 会長,副会長選出
	5 会長あいさつ
	6 説明事項
	(1)福祉有償運送とは
	(2) 阿見町の現況について
	(3) 一般社団法人 絆について
	7 協議事項
	① 福祉有償運送の必要性
	② 運送の区域
	③ 旅客から収受する対価
	④ 旅客の範囲
	⑤ その他
	8 閉会
配布資料	・次第
	・福祉有償運送ガイドブック
	・阿見町の現況
	事業者提出の料金表及び茨城県地区自動認可運賃・料金表
	- ・阿見町福祉有償運送に係る移動困難者申出書(案)
	・事業者提出の申請書及び資料
	・阿見町福祉有償運送等運営協議会設置要綱
	・阿見町福祉有償運送等運営協議会委員名簿

議事の経過及び 発言の要旨

【1 開会】

事務局

定刻前となりますが皆様お揃いですので、ただいまから平成 29 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会を開会いたします。皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日はお配りしました次第に沿いまして進めさせていただきます。

【2 委嘱状交付】

事務局

まず町長より委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

【3町長あいさつ】

事務局

つづきまして町長あいさつに進みます。天田町長よろしくお願いします。

町長

皆様おはようございます。委員の皆様方にはお忙しい中、福祉有償 運送等運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございま す。日頃より地域福祉事業をはじめ、町保健福祉行政の推進に特段の ご協力をいただき心より御礼申し上げます。昨今、高齢化の進行、障 害者の社会参加の定着、介護保険や障害者総合支援の進展などによ り、送迎サービスに対する町民のニーズが一層拡大しているところで あります。そうした中、福祉有償運送サービスの提供は、移動制約者 の行動圏を拡大し、地域福祉を向上させる上で大変重要な役割を果た します。今後も引き続き高齢者や障害者等の方々が、住み慣れた地域 で自立した生活を送り、いつまでもはつらつとして社会参加できるよ う様々な生活支援サービスを提供してまいりたいと思います。本日の 会議では阿見町で福祉有償運送事業を予定している団体がございま すので、委員の皆様方には専門的かつ広範な角度から忌憚のないご意 見を賜りますようお願い申し上げて、私のあいさつとさせていただき ます。本日はよろしくお願いいたします。

【4会長,副会長選出】

事務局

つづきまして会長、副会長の選出に進みます。選出方法は阿見町福祉有償運送等運営協議会設置要綱の規定により協議会委員の互選によるものとされておりますが、いかがいたしましょうか。

E 委員

事務局一任でお願いします。

事務局

事務局一任の声がありましたので, A 委員に会長をお願いしたいと 思います。

A 委員

はい。皆様の中で一番利害関係がない第三者なので、よろしければ

進行を承りたいと思います。いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

【5会長あいさつ】

事務局

早速ですが、会長からごあいさつを賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長

近年,移動制約者がどんどん増えています。私もひとり暮らしでして,怪我や病気もあるでしょうし,他人ごとではないと,この協議会に際していろいろ調べさせてもらいました。本日は精一杯進行を務めますので,よろしくお願いします。早速ですが,副会長の選出はいかがいたしましょう。

事務局会長

要綱第5条第2項の規定に基づき、会長にご指名をお願いします。 わかりました。B委員にお願いできますでしょうか。

B 委員

わかりました。

事務局

ありがとうございます。町長はこれより別の用務がありますので、 これにて退席いたします。

町長

よろしくお願いします。

事務局

以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

【6説明事項】

会長

それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず事務局より本 協議会に関する説明をお願いします。

事務局

はい。まず事務連絡となりますが、本日の委員様の出席状況は全員 出席となっており、要綱第6条第2項の規定に基づき、本協議会は 成立していることをご報告申し上げます。また、本協議会につきまし ては議事録を作成し、町ホームページに公開させていただく予定で す。議事録作成のために協議内容を録音させていただきますので、ご 了承ください。

それでは事務局より説明をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧いただいておりますが、改めて本協議会の趣旨を説明させていただき、その後、協議及び合意を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願いします。事務局の説明が長くなり恐縮ではございますが、審議の上で重要な点となりますのでご了承ください。着座にて失礼いたします。

まず,説明事項の(1)福祉有償運送とはですが,「公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や身体障害者などの方を対象に,NPO法人等が有償で行う自家用自動車による移送サービス」をいいます。本来,自動車を使用して有償で他人を運送する場合は,

輸送の安全や旅客の利便を確保するため、バス・タクシー事業の許可が必要となりますが、福祉の観点から介護の必要な高齢者や障害者などへの交通機関を十分に確保するため、NPO法人等によるボランティア有償運送が認められ、自家用有償旅客運送として福祉有償運送の登録制度が作られています。この登録には「バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること」が必要とされており、運営協議会の設置及び関係者間の合意が必要です。協議事項は次第に記載された5点で、①福祉有償運送の必要性、②運送の区域、③旅客から収受する対価、④旅客の範囲、⑤その他、となっております。

つづきまして,これから協議を行う上で必要となります説明事項の (2) 阿見町の現況についてご説明させていただきます。町の人口は 現在 47,407 人です。しかし,少子高齢化の影響等から,人口の自然 増も伸び悩みの状態にあり、65歳以上の人口は12,598人で高齢化率 は 26.5% となっており、過去 3 年間では年平均 400 人以上のペース で増加しています。移動制約者の状況ですが、介護保険の認定等を受 けている高齢者数は1,735人で,高齢者人口の増加に伴い今後も増え 続けることが予想されます。3年前と比較してもほぼ全ての区分で増 加しています。また、ひとり暮らし高齢者数も668人となっており、 こちらも増加の一途をたどっています。ひとり暮らし高齢者がただち に移動困難者になるわけではありませんが、家族による送迎等が期待 し難いことから, 将来的には外出支援が必要となる可能性が高いと考 えられます。身体障害者手帳の交付者数は1.373人で、うち視覚障害 者80人, 肢体不自由障害者687人であり, 1級から3級の934人は 外出する際、福祉車両を要するものと推測されます。また、療育手帳 の交付者数は304人、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は302人 となっております。町では移動制約者に対する外出支援施策として、 高齢者及び重度障害者を対象とした福祉タクシー券の交付などで助 成を行っています。高齢者を対象とした外出支援サービスでは65歳 以上の高齢者で車椅子及びストレッチャーでの移動を必要とする方 を対象に, 医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部の助成 をしており、助成額はタクシー利用料金の9割、1回あたりの上限は 4,000円となっております。助成対象となる利用回数は、片道を1回 とし、年間24回を利用限度としています。年度によって利用状況に

ばらつきはありますが、コンスタントにご利用される方が多い状況で す。また、障害者を対象とした福祉タクシー券の交付では身体障害者 手帳の等級が1・2級の方、療育手帳の等級が (及び A の方、精神障 害者保健福祉手帳の等級が 1・2 級で自立支援医療受給者証の交付を 受けている方を対象に, 医療機関などへの往復に要するタクシーの初 乗り料金を助成しており、年間36回を限度としています。つづいて 移動制約者に対する輸送サービスの活動状況に関してです。デマンド タクシー「あみまるくん」は平成23年から運行しておりますが、登 録者数は年々増加しており、平成28年度末で2.382人となっていま す。また、利用状況にはかなりの偏在性が見られ、高齢者の利用が全 体の約80%を占め、利用目的は通院が多いことが挙げられます。使 いにくい点として予約の取りにくさが挙げられており,他の移動手段 の充実が必要であると考えられます。近隣地域における福祉車両の所 有状況ですが、お手元の資料のとおりとなっており、町における移動 手段の需要は潜在的に高く、供給が不足していると考えられます。次 に障害者総合支援法に基づいた生活支援(移動支援)ですが、こちら の移動支援に関してはガイドヘルパー派遣のみであり,輸送交通手段 を提供するものではありません。移動支援利用者の家族等が自家用車 等を運転できない場合には、タクシー等の公共交通機関を利用するこ とになります。町社会福祉協議会において,高齢者,心身障害者(児) の方で車椅子を使用している方,歩行困難な方の社会参加を促すため に低床カーを貸し出す事業を行っています。利用者負担は 1km あた り10円のガソリン代のみですが、運転はご家族様などにしていただ く必要があります。町内のボランティア移送サービスを提供している 団体は現在1団体で,町内の行政区の一つである筑見区の自治会が運 営しています。対象者は筑見区自治会に加入している高齢者及び障害 者のみとなります。また、町で福祉有償運送を行っている NPO 法人 等は現在ありませんが、以前行っていた団体が2団体ございます。一 つはサラダボールという NPO 法人で、平成 27 年末まで町で福祉有 償運送を行っていたつくば市の団体です。旅客の範囲は身体障害者福 祉法第4条に規定する身体障害者のみで、利用人数は長らく1名の みでした。他市町村ではつくば市と土浦市で福祉輸送サービスを提供 していますが、利用者は5から6名程度です。もう一つはまい・あ みという NPO 法人で、平成 27 年末まで町で福祉有償運送を行って いました。旅客の範囲は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害 者,介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者, 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者、そ

の他肢体不自由,内部障害,知的障害,精神障害その他の障害を有する者のすべての範囲を対象としていました。会員登録者は約100名で,毎日2名ほどの利用者がいたということです。阿見町の現況の説明は以上です。

最後になりますが、説明事項の(3)本日の協議会に諮る法人について説明いたします。当該法人の名称は一般社団法人 絆です。既に茨城運輸支局より自家用有償旅客運送者として登録を受けており、隣接市町村であるつくば市において福祉有償運送サービスを提供しております。現在、運送の区域がつくば市に限定されており、阿見町で福祉有償運送サービスを提供する場合、区域の変更登録申請が必要となりますが、そのためには本日の協議会において同意を得る必要があります。阿見町においても、当該法人のサービスを受けたいという要望が名簿のとおり挙がっております。法人の詳細につきましては資料のとおりとなりますが、概要としては、保有自動車がセダン1台と軽自動車1台の計2台、運転者は2名、損害賠償に関しては対人・対物賠償の限度額が無制限、その他の運行管理体制等は資料のとおりであります。

大変長くなりましたが,以上で事務局の説明を終わります。ご協議 の程,よろしくお願いいたします。

【7協議事項】

会長

ありがとうございました。つづいて本題の協議事項に進めさせてい ただきます。ご審議よろしくお願いします。

まず、協議事項の①福祉有償運送の必要性に関して、事務局からの 説明がありましたが、委員の方にご意見を伺いたいと思います。E 委 員は福祉有償運送の重要性についてご意見はありますか。

E 委員

利用者からあみまるくんで土日運行してほしいという意見がありますが、土日は運行する予定ですか。

事業者

正月くらいはお休みをいただこうと思っていますが、曜日の限定、 あるいは時間の限定は極力なくしたいと考えています。

会長

サービスを提供するのは会員登録者のみですよね。

事業者

そのとおりです。

会長

F委員はご意見ございますか。

F 委員

あみまるくんに日曜日も運行してほしいという意見は私もよく耳 にします。また,利用料が高いという意見も聞いたことがあります。

会長

難しい問題ですよね。当該事業者に関しても、事業が持続可能な範囲で旅客から収受する対価を考える必要があると思います。C 委員は何かご意見ありますか。

C委員

特にありません。

会長

D 委員はどうでしょう。

D 委員

事業者としてあみまるくんを運行していますが、高齢で認知症があり予約したことを忘れてしまう方などへの対応が非常に困難です。利用者も役場周辺の住民がとても多く、サービスを必要としている過疎地域の方が予約を取ることができないという状況が発生しています。また、高齢者が相手だったり、土日祭日に運行したりとなると、ドライバーが定着できるかという点が少し不安なところです。

会長

なるほどですね。ただ、委員の皆様におかれましては、福祉有償運送の必要性とニーズの高まりに関して認識なさっていると思いますし、一般社団法人 絆が福祉有償運送サービスを提供する必要性に関してお認めいただいているのではないでしょうか。

つづいて協議事項の②運送の区域に関してですが, 先ほど事務局から説明があったとおり, 阿見町を運送の区域として追加するというものです。 B 委員はご意見ありますか。

B 委員

以前、NPOサラダボールとNPOまい・あみが町で福祉有償運送サービスを提供していましたが、その利用者のフォロー体制が気になりました。また、運送区域が拡大し登録会員が増加するのに対し、現状ドライバーが2名ですから、ドライバーの確保等が必要になってくるのではと思います。例えば、ドライバーの募集の案内を事務局に手伝ってもらうとか、そういう部分でフォローをしてもらえば適切なサービス提供が図られるのではないでしょうか。

会長

ありがとうございます。つづいて協議事項の③旅客から収受する対価に関してですが、運送の対価は実費の範囲内であり、タクシーの上限運賃の概ね 1/2 の範囲内であることとされています。私も計算してみましたが、問題はないように思います。委員の皆様はご意見ありますか。

全委員

問題ありません。

会長

つづいて協議事項の④旅客の範囲に関してですが,こちらは申請状 況等を事務局にお伺いしたいと思います。

事務局

このたびは一般社団法人 絆より、イ. 身体障害者福祉法第 4 条に 規定する身体障害者、ロ. 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介 護認定を受けている者、ハ. 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要 支援認定を受けている者、ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障 害、精神障害その他の障害を有する者、のすべてを旅客の範囲とした いということで申請があがっております。ハ及び二の者を運送の対象 とする場合は、協議会において妥当性等の確認を行う必要があります が、方法について委員の皆様にお諮りしたい点がございます。妥当性 の確認方法として、新規の会員登録がある場合、その都度この協議会 を開催し、委員の皆様に協議をしていただき過半数で決定するという 手法もございます。しかし、福祉有償運送サービスの運営上、利用を 希望する会員に協議会開催まで長期間お待ちいただく必要が出てき てしまいますし、委員様にお集まりいただくため大変なご足労をおか けしてしまうことにもなると考えられます。そのため事務局の提案と いたしまして、現在つくば市で行っている手法と同様、「運送団体が 会員登録時に要件を書面確認し、事務局で判断し、直近の運営協議会 へ会員登録状況を報告する」という形を取りたいと考えております。 申請書の素案を作成いたしましたので、これらに関してご協議の程お 願い申し上げます。

会長

私は問題ないと思いますが、F委員いかがでしょうか。

問題ありません。

F委員 会長

最後に協議事項の⑤その他に関してですが、問題点や質問しておき たいことは、委員の皆様からございますでしょうか。

全委員

特になし。

会長

それでは、本日予定していた協議事項はすべて終了いたしました。 一般社団法人 絆の変更登録申請の承認合否に際し、協議事項に関し て決を採ります。当該変更登録申請に関して、否決の方は挙手をお願 いします。

いらっしゃいませんね。8名の委員全員が承認ということで、要綱第6条第3項の規定により、一般社団法人 絆について協議が整ったことといたします。それでは事務局にお渡しいたします。

【8 閉会】

事務局

はい。では本日協議が整ったことを証しまして、一般社団法人 絆宛てに「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を事務局より後日交付します。それを付して事業者が変更登録申請を行い、福祉有償運送を町で開始する運びとなります。以上をもちまして、平成29年度第1回阿見町福祉有償運送等運営協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。